

# 《わくわく茨城生活実現事業（移住支援金） 支給要件フローチャート》

※対象の可能性がある場合は、転入前の事前相談が必要です※

(※) 東京圏：東京都，埼玉県，千葉県，神奈川県（条件不利地域を除く）

◆ひたちなか市へ移住する前の10年間の間で通算5年以上，  
「東京23区に在住」または「東京圏(※)に在住し，東京23区内へ通勤」  
※東京圏(※)に在住し，東京23区内の企業に就職した方は，通学期間も移住元として対象期間として加算可能



◆ひたちなか市へ移住する直前に連続して1年以上，  
「東京23区に在住」または「東京圏(※)に在住し，東京23区内へ通勤」  
※東京圏(※)に在住し，東京23区内の企業に就職した方は，通学期間も移住元として対象期間として加算可能



◆令和3年4月1日以降に転入し，申請日は転入後3か月以上1年以内である



◆申請日から5年以上継続して居住する意思を有している



◆下記の「起業」「就職」「テレワーク」「関係人口」いずれかの要件に該当する

## 起業

茨城県が実施する「地域課題解決型企業支援事業」の企業支援交付金を受けて1年以内

## 就職

都道府県がマッチング支援事業の対象とした企業等に就職

プロフェッショナル人材事業または先導的人材マッチング事業を利用して就職

## テレワーク

自らの意思で移住し，テレワーク業務を実施移住に際し住宅を取得している

## 関係人口

※下記のうちいずれか  
①「ふるさと県民制度」の登録  
②「お試し移住」への参加  
③茨城県が実施した関係人口創出事業への参加



支  
援  
金  
対  
象  
外



移住支援金支給対象になる可能性があります



はい



いいえ